

公安委員会
説明資料No. 1

国家公安委員会委員長に対する
開示請求の決定について

平成25年6月27日
国家公安委員会会務官

(略)

公安委員会 説明資料No. 2	「留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則案」に対する意見の募集について	平成25年6月27日 総務課
----------------------------------	---	-------------------

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が改正され、留置施設視察委員会の委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参酌して条例で定めることとされた。

このため、これらの基準について定める国家公安委員会規則を制定するに当たり、規則案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成25年6月28日（金）から平成25年7月12日（金）までの間

3 規則案の内容等

- 留置施設視察委員会は、留置施設の運用状況について透明性を高めるため、部外の第三者から成る機関として、警視庁、道府県警察本部及び方面本部に設置されており、弁護士等法律関係者、医師、地域住民等の委員で構成されている。留置施設視察委員会は、留置施設を視察して、留置業務管理者（警察署長等）に対し、留置施設の運営に関する意見を述べるものとされている。
- 地方公共団体が留置施設視察委員会の定数及び任期について条例で定める際に参酌する基準については、現行の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定を踏まえ、
 - ・ 定数についての基準は10人以内
 - ・ 任期についての基準は1年（再任を妨げない）
 とする。

4 施行期日

平成26年4月1日

1 第183回国会における法案審議状況

(1) 当庁所管法案

法 案 名	審 議 状 況
道路交通法の一部を改正する法律案	閣 法 (183-42) 6/7 成立 6/14 公布(法律番号43)
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案	参 法 (183-8) 未付託 【廃案】
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	参 法 (183-29) 6/26 成立

(2) 主な当庁関連法案

法 案 名	審 議 状 況
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案	閣 法 (183-36) 6/5 成立 6/12 公布(法律番号41)
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案	閣 法 (183-52) 6/13衆・法務委付託 【継続審査】
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	閣 法 (183-55) 6/7 成立 6/14 公布(法律番号44)
災害対策基本法等の一部を改正する法律案	閣 法 (183-56) 6/17 成立 6/21 公布(法律番号54)
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案	閣 法 (183-69) 6/19 成立 6/26 公布(法律番号65)
公職選挙法の一部を改正する法律案	衆 法 (183-3) 4/19 成立 4/26 公布(法律番号10)
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案	衆 法 (183-22) 6/24衆・法務委付託 【継続審査】
いじめ防止対策推進法案	衆 法 (183-42) 6/21 成立
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案	参 法 (183-28) 6/26 成立

2 第183回国会における当庁に対する主な質問項目(法案審議を除く。)

- 拉致問題等について
- サイバー犯罪対策等について
- 原子力発電所の警備状況等について

公安委員会 説明資料No. 4	警察庁長官に対する開示請求の決定について (行政機関情報公開法関係)	平成25年6月27日 総務課
--------------------	---------------------------------------	-------------------

(略)

1 検討会の開催状況

死因究明等推進計画検討会（以下「検討会」という。）は、昨年10月に第1回が開催され、死因究明等の推進に関する施策を「人材の育成」、「施設等の整備」及び「制度の整備」に分類し、順次議論が進められ、今月17日に開催された第9回検討会を経て、中間報告書が取りまとめられた。

2 中間報告書の位置付け

現在までの議論の状況等を報告するもの

3 中間報告書の概要

(1) 現在までに議論された主な事項

① 人材の育成

- ア 解剖医、解剖補助者の充実・育成方策
- イ 薬毒物検査職員をはじめとする各種検査職員・技師の充実・育成方策
- ウ 死亡時画像診断を行う医師・技師の充実・育成方策
- エ 警察等職員、検案する医師、歯科医師の資質・能力向上策

② 施設等の整備

- ア 死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
- イ 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- ウ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- エ 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- オ 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
- カ 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- キ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

(2) 関係行政機関等への提言

検討会における議論を踏まえ、当面、関係行政機関等において実施すべきと検討会が判断した事項について、中間報告書の別項「関係行政機関等への提言」として取りまとめられており、当庁に対しては、(1)に掲げた事項のうち①ア・ウ・エ及び②ウ・オ・カ・キに関連する事項について、提言がなされた。

4 今後の検討会における議論の主な課題

- ・ 死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備（3(1)②ア）
- ・ 死体の検案及び解剖の実施体制の充実（3(1)②エ）
- ・ 「制度の整備」

5 今後の予定

本年中に死因究明等推進会議を開催し、「死因究明等推進計画」を取りまとめた上で閣議決定

1 全国選挙違反取締主管課長会議の開催について

第23回参議院議員通常選挙に関し、選挙違反取締りの基本方針等について指示、協議を行うため、6月27日午後1時30分から、警察総合庁舎7階大会議室において、全国選挙違反取締主管課長会議を開催。

2 第23回参議院議員通常選挙違反取締本部等の設置について

6月27日、当庁捜査第二課に課長以下33名の体制で、「第23回参議院議員通常選挙違反取締対策室」を設置するとともに、各都道府県警察については、「第23回参議院議員通常選挙違反取締本部」を設置した。

3 検挙・警告状況

6月25日（違反取締本部設置2日前）現在の検挙・警告状況は次のとおりである。

(1) 検挙状況

検挙はない。

(2) 警告状況

各都道府県警察が警告した事案は、507件である。

違反態様は、文書違反（文書頒布及び文書掲示）が499件で98%を占めている。

インターネットを利用した選挙違反の警告は6件である。

区分 態様別	今回 (H25.6.25現在)			前回(6月24日公示、7月11日投票) (H22.6.15現在)			増減 件数
	比例	選挙区	計	比例	選挙区	計	
文書頒布	6	10	16	11	6	17	-1
文書掲示	121	362	483	96	246	342	+141
言論	0	3	3	2	6	8	-5
その他	1	4	5	0	4	4	+1
合計	128	379	507	109	262	371	+136

(注) 今回及び前回の件数は、いずれも違反取締本部設置の2日前現在のものである。

公安委員会

説明資料No. 7

船舶コンテナを利用したメキシコ来
大量覚醒剤密輸入事件の検挙について
(兵庫県警察)

平成25年6月27日

薬物銃器対策課

1 事件の概要

5月13日、メキシコから神戸港に「鉄鉱石」(総重量68t)として輸入されたコンテナ貨物内に、覚醒剤を隠匿した模造石が多数発見されたことから、兵庫県警察は、神戸税関及び近畿麻薬取締部との合同捜査を実施し、6月5日、同覚醒剤の密輸入に関与したメキシコ人2名及び日本人1名を逮捕した。

2 被疑者

(1) 国籍

氏名

(36歳)

(2) 国籍

氏名

(25歳)

(3) 国籍

氏名

(27歳)

3 罪名

覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)

※ 模造石182個内に覚醒剤約193kg(末端価格約135億円相当)を隠匿して密輸入した事実

4 参考

警察が検挙したメキシコ来の覚醒剤密輸入事件は、平成23年が25件(全件中の13.5%)、平成24年が23件(同19.2%)であり、近年、同国は我が国への最大の仕出国となっている。

なお、警察が100kg超の覚醒剤密輸入事件を検挙したのは、過去10年間(平成16年以降)で5件であり、本件はそのうち3番目の押収量である。

公安委員会

説明資料No. 8

FATF対日審査フォローアップ

結果（第6回報告）について

平成25年6月27日

犯罪収益移転防止管理官
警備企画課

(略)

<p>公安委員会 説明資料No. 9</p>	<p>特別指導班による指導状況及び都道府県警察ウェブサイトへの掲載等について</p>	<p>平成25年6月27日 外事課</p>
<p>1 特別指導班による指導状況</p> <p>北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、御家族の心情に配慮し、真相解明に向けた警察の取組を更に強化するため、本年3月8日、警察庁外事課に「特別指導班」を設置し、都道府県警察に必要な指導を行っているところ、これまでの指導状況は以下のとおり。</p> <p>(1) 拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査対象者数 5月31日現在、864人（※3月8日現在、866人）</p> <p>(2) 特別指導班設置以降の捜査・調査対象者の発見者数 国内において2人を発見</p> <p>(3) DNA型鑑定資料の採取状況 5月31日現在、242人</p> <p>(4) 警察庁による具体的指導事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者に対する事情聴取、各種照会の徹底 ・ 北朝鮮と本人との接点を推認させる物の精査 <p>(5) 今後の対応 今回の指導状況を踏まえつつ、事案の解明に向け、引き続き指導していく。</p> <p>2 都道府県警察ウェブサイトへの掲載について</p> <p>(1) 趣旨 北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案については、引き続き北朝鮮との関連性を示す情報を含め、広く国民からの情報提供を求めるため、御家族の同意を得たものについて、事案の概要及び行方不明者の写真等を都道府県警察のウェブサイトに掲載することとする。</p> <p>(2) 掲載予定数 6月28日現在、約170人の方に係る事案</p> <p>(3) 警察庁重点情報収集事案 今回の取組でウェブサイトに掲載する事案を「警察庁重点情報収集事案」とし、ウェブサイト以外の各種媒体も利用して、広報啓発に努める。</p> <p>(4) 今後の対応 御家族の同意が得られたものについて、順次ウェブサイトに掲載していくこととなるが、可能な限り早期の掲載を目指す。</p>		

1 概要

国家公安委員会は、道路交通法第51条の6に基づき、都道府県公安委員会から放置違反金の督促をした旨の報告を受けた時は、当該報告に係る事項を国土交通大臣等に通知するものとされている。

このため、警察庁では、各都道府県警察から放置違反金が督促段階まで滞納されている旨の報告を受けた場合、放置駐車違反管理業務プログラムによって、国土交通省または軽自動車検査協会へ車検拒否の対象となる違反車両の情報を通知しているところ、プログラムの不具合により、一部の情報が通知されなかったもの。

2 原因

警察庁システムのプログラムの不具合による。

3 影響

プログラムの不具合は、平成18年度の導入時から発生。不具合により車検拒否該当情報として通知されなかったデータは451件（平成24年5月1日から平成25年5月20日までの間）。なお、不具合を特定するために必要とするデータは、1年経過すると自動的に削除されるデータであるため、平成24年4月30日以前については、不具合の件数を特定できない。

4 対応

(1) プログラムの改修

不具合を起こしていたプログラムは平成25年5月20日に改修済み。

(2) 国土交通省等への車検拒否該当情報の通知

放置違反金を納入等したもの（6月18日現在170件）を除いた281件は、都道府県警察から車検拒否該当情報として再登録の手続きを完了させ、車検拒否制度により未納となっている放置違反金の徴収を図る。

(3) 滞納処分等による使用者責任の追及

既に車検を受けているものは、滞納処分等により未納となっている放置違反金の徴収を図る。